

公益財団法人佐賀市文化振興財団 第三者評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 公益財団法人佐賀市文化振興財団の事業内容を定期的に見直し、改善を図るため、第三者の立場から公正な評価を行うことを目的として、公益財団法人佐賀市文化振興財団第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 財団運営の評価、今後の運営に関する指導・助言
- (2) その他関連事項

(組織)

第3条 委員会は8名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芸術文化関係者
- (3) マスコミ関係者
- (4) 企業関係者
- (5) 会計事務関係者
- (6) 一般公募

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要のつど委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、説明、助言を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化振興課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する。

(附則)

改正後の要綱は、平成28年7月25日から施行する。

(附則)

改正後の要綱は、平成30年4月1日から施行する。